

## 【重要 必読】大学への入構禁止と出席停止に該当する学生について

大学内でクラスター（集団感染）を発生させないため、以下の1と2に該当する学生は、大学の入構を禁止します。

また、授業開始後も該当する場合は出席停止とします。公欠扱いとしますので、安心してください。該当する学生には、授業に相当するものを別に課すなど対応します。

現在のところ、大学は4月20日（月）に再開する予定です。

1. 緊急事態宣言の対象地域から通学する学生
  2. 緊急事態宣言の対象地域にいた学生（大学が始まるまでの14日間に）
    - ※ 新型コロナウイルス感染後の潜伏期間は、14日間程度とされています。
- 緊急事態宣言の対象地域は、今後、政府が変更する可能性があります。

※ 上記以外、以下の症状の場合も大学には来ないで自宅及び下宿先で療養してください。こちらも公欠扱いとします。

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く（解熱剤を飲み続けているときも含む）。
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ・ コロナウイルス感染症罹患もしくは罹患の疑いがある（濃厚接触者を含む）

これらの理由で休む場合は、手続きが必要です。【重要・必読】新型コロナウイルス感染症による授業等の欠席の取り扱いについて」を読んでください。これについては、後日メールで送るとともに、オリエンテーションで説明します。

不明な点があれば、学生部に連絡してください。